

# 日本語のコントロール構文の成立条件について

佐藤 香織

キーワード：コントロール、「と」節、「ように」節、「-ru 形」、補文選択

## 1. はじめに

本稿では、日本語のコントロール構文の特徴を記述し、その成立条件について考察する。本稿で扱うコントロール構文とは、(1)のように補文の空主語（ゼロ主語）の解釈が、必ず主文の主語あるいは目的語と一致する構文である。

### (1) 主語コントロール構文

- a. 太郎が次郎に[ $\phi$  東京へ行くと]約束した／誓った／申し出た。
- b. 太郎が次郎に[ $\phi$  東京へ行くこと]を約束した／誓った／申し出た。

### (2) 目的語コントロール構文

- a. 太郎が次郎に[ $\phi$  東京へ行くように]勧めた／説得した／頼んだ。
- b. 太郎は次郎に[ $\phi$  東京へ行くこと]を勧めた／説得した／頼んだ。

(1)の場合補文の空主語は主文の主語である「太郎」と解釈され、主文の主語以外の要素は補文の主語として解釈不可能である。この構文を「主語コントロール構文」とよぶ。一方(2)の場合補文の空主語は主文の目的語である「次郎」と解釈され、それ以外の解釈は許されない。この構文を「目的語コントロール構文」とよぶ。(1)(2)の動詞のように、補文形式に関わらず必ずコントロール構文をとる動詞を「コントロール述語」とよぶことにする。

上記の日本語のコントロール構文は、英語のいわゆる Control construction と対応させて考えたものである。Control construction とは、不定詞補文の空主語 PRO<sup>1</sup>が、主節の主語あるいは目的語によって義務的にコントロールを受ける構文のことである。英語の場合も、promise (約束する) などは主語コントロールであり、persuade (説得する) などの動詞は目的語コントロールであるので、両言語とも主文動詞の意味がコントロール構文を成立させるために重要であることが予測される。

- (3) a. Taro promised Jiro [PRO to go to Tokyo.] (主語コントロール)  
b. Taro persuaded Jiro [PRO to go to Tokyo.] (目的語コントロール)

<sup>1</sup> 不定詞節の空主語 PRO とコントロールの関係についての基本的な一般化は、特に Chomsky(1986) や Larson(1991)などを参照。また最近ではミニマリスト・プログラムの立場から、PRO を仮定しない分析なども行われているが、本稿ではこのような問題には言及しない。

しかし、英語の場合は、主語コントロールも目的語コントロールも(3)のように不定詞補文で表されるが、日本語の場合(1)(2)のように様々な補文形式が現れている。日本語の場合、主文動詞との関係から詳細にこの構文の特徴を捉えた研究は少ない。更に、英語の空主語は不定詞節の主語位置など限られた位置のみに現れるが、日本語は pro 脱落言語<sup>2</sup>であり様々な場合に主語が省略される。そのため、英語と日本語における特定の動詞補文の空主語解釈に見られる、上記のような対応関係をどのように考えていくべきか問題が多い。

具体的には、日本語の場合次のような問題がある。まず、(4)のように同じ動詞でも補文形式によって補文の空主語の解釈が変わってくるものが存在する。

- (4) a. 太郎は次郎に[  $\phi$  次のバスを待たなくてはならないこと]を伝えた／話した。  
b. 太郎は次郎に[  $\phi$  次のバスを待つように]伝えた／話した。

(4b)は目的語コントロール構文になっているが、(4a)の場合の空主語は文脈によって、「太郎」「次郎」どちらの可能性もありうる。また目的語コントロール述語の場合、(5)のように、動詞によって「こと」節や「ように」節の生起の仕方が異なる。

- (5) a. 太郎は次郎に[  $\phi$  九州へ行く (?ことを/ように) ]命令した／命じた。  
b. 太郎は次郎に[  $\phi$  九州へ行く (ことを/\*ように) ]許可した／禁止した。

このように日本語のコントロール構文の特徴については、十分に整理されていない部分が多くある。本稿では主文動詞と補文形式との関係をとらえ、この構文の特徴と成立条件を明らかにすることを目的とする。

## 2. 先行研究

### 2.1 中村(1998)

中村(1998)では、補文動詞の意味構造から補文選択を決定する可能性を論じ、補文選択には主動詞の意味とその中の「法」<sup>3</sup>が重要な役割を果たすと述べている。そして、法の意味は主動詞の意味の一部として組み込まれていると仮定し、不定詞補文をとる動詞(promise, permitなどのコントロール述語を含む)には、「仮説法」の意味が組み込まれているとしている。以下、中村の主張を概観する。

英語の場合、一般的に法として「直説法」「仮定法」「命令法」の三つが認められるが、法と「時」(Time)との関係をみると、直説法は過去時と現在時に、他の法は未来時と結び

<sup>2</sup> 主語代名詞の省略が可能な言語。この場合の音形を持たない名詞句のことを pro とよぶ。

<sup>3</sup> 一般には話し手が叙述内容に対してどのような心的態度をとるかを表す文法範疇。印欧祖語には直説法(Indicative)・接続法(Subjunctive)・願望法(Optative)・命令法(Imperative)・指令法(Injunctive)があったと言われる。

つくため直説法とそれ以外の法との間には一つの区分が存在する。したがって時制節は直説法を持ち、時制のない不定詞節は仮説法を持つと仮定することができる。これらの違いは(6)のように表される。

- (6) a. John regrets that Mary left yesterday.(直説法)

→主文と補文が独立した時制を持つ（論理的、時間的依存関係なし）

- b. John will order Mary to leave tomorrow. (仮説法)

→補文が主文から独立して時制を持てない（論理的、時間的依存関係あり）

仮説法をとる不定詞補文動詞は、意味的には「義務、命令、忠告、許可、意図」など種々の意味を表すが、これらは仮説法の特徴的な意味用法を拾い出したものに過ぎず、このようないくつかの独立した法が存在するとは考えない。つまり、仮説法の表す個々の意味は、主節の動詞の意味及び文脈によって決定されるものであるとする。

以上中村の主張をまとめたが、ここで(6)と対応する日本語を考えてみると、次のように(6b)の仮説法に対応する(7b)では、補文時制は「非過去形」に制限されている。

- (7) a. ジョンは[メアリーが昨日出発してしまったこと]を残念に思っている。

- b. ジョンはメアリーに[明日出発するように]命じるつもりである。

日本語においても、これらの動詞に関して補文時制に関する違いがあることは事実であるが、この違いを「法」という概念に還元させるべきかは更なる議論が必要である。しかし、本稿ではひとまず「主文動詞の法的意味が補文形式に制限を与える」という中村の仮説に基づいて、議論を進めていくことにする。そして、日本語の場合この仮説がどこまで成り立つか、更にどのような点が問題となるのかを考えていく。

## 2.2 Watanabe (1995)、坂本(1995)

Watanabe(1995)では、日本語における補文標識とコントロールの関係について、主語コントロールと目的語コントロールは異なる補文標識によってマークされると述べている。だが、「こと」だけはどちらも可能であるとし、(9)(10)の例を挙げている。

- (8) ①補文標識「(よ) うと((y)o-to)」に埋め込まれた場合→主語コントロール

②補文標識「ように(yoo-ni)」に埋め込まれた場合→目的語コントロール

③「こと」に埋め込まれた場合→主語／目的語コントロールどちらも可能

- (9) 主語コントロール（2項）

- a. ジョンは[政府を転覆しよう]企てた。

- b. ジョンは[この町を去ろう]決意した。

(10) a. 弟子が雄也に[制限速度を守るように]勧めた。(目的語コントロール)

b. \*弟子が雄也に[制限速度を守るように]約束した。(主語コントロール)

一方坂本(1995)は、上記に加えて、主語コントロール述語は、「と」(目的語コントロールは「ように」)と共起する<sup>4</sup>、としている。

(11) a. 太郎が部長に[残業を引き受けると]申し出た。(主語コントロール)

b. \*太郎が部長に[残業を引き受けると]命令した。(目的語コントロール)

更に、「説得する」(persuade)型と「許可する」(permit)型（どちらも目的語コントロールは「のように」の共起のしやすさに違いがある）としている。

(12) a. 太郎が花子に[東京へ行くように]説得した。

b. \*太郎が花子に[東京へ行くように]許可した。

また、坂本(1995)は、主語コントロールには過去形の補文をとることが出来るものとそうでないものがあるとしている。

(13) a. 太郎が花子に[東京へ行くと]白状した。

b. 太郎が花子に[東京へ行ったと]白状した。

(14) a. 太郎が花子に[東京へ行くと]約束した。

b. \*太郎が花子に[東京へ行ったと]約束した。

(13)のタイプの動詞は、「白状する」「告白する」「打ち明ける」など過去の事実に関与する動詞<sup>5</sup>であり、(14)のタイプの動詞は「約束する」「誓う」「申し出る」など自らの未来の行為に関与する動詞のようであるとしている。一方、目的語コントロールには(13)のようなタイプの動詞は見られないとしている。しかし坂本(1995)では述べられていないが、(13)のような補文に過去時制が来る動詞については、補文の空主語の解釈が主文の主語／目的語以外の随意のものになる可能性が大きくなるという事実がある。

(15) 太郎が花子に[次郎が東京へ行った]と白状した。

<sup>4</sup> しかし坂本(1995)では、これはあくまで補文が非過去で特定のモダリティを持たないときに限られ、ほかの要素を考慮にいれるとそれほど単純ではない、とも述べられている。

(i) a. \*太郎が花子に[東京へ行けと]申し出た。

b. 太郎が花子に[東京へ行けと]命令した。

<sup>5</sup> いわゆる叙実動詞のことと英語ではregret,forgetなど。中村(1998)参照。時制節に補文が出てくるので英語ではコントロール述語と分析されてはいない。

以上、Watanabe(1995)と坂本(1995)の補文標識とコントロールに関する説を概観したが、補文の空主語の解釈と補文の時制とは、やはり日本語でも密接に関わっていること、補文標識が補文の空主語の解釈（主文の主語か目的語か）に関してある程度の指標となっていること、などが分かった。しかし、同じ目的語コントロール述語でも「ように」の共起のしやすさに違いがみられることなど疑問点も多い。また、どのような動詞がどのような補文形式をとるかについては細かい記述がないので、本稿では動詞の補文選択という観点からコントロール構文の特質の再整理を試みる。

### 3. 主語コントロール構文の特徴と成立条件

ここでは、先行研究を踏まえて主語コントロール構文の成立条件について考察する。まず、常に主語コントロール構文をとる動詞（主語コントロール述語）と、選択する補文形式によって主語コントロールが可能になる動詞とに分けて、それぞれの統語的、意味的特徴を整理していく。また「こと」節に関しては、次のように主語コントロール構文でも目的語コントロール構文でも出現可能であることから、6節で詳しく扱うこととする。

- (16) a. 太郎は次郎に[ $\phi$ 九州へ行くこと]を約束した。(主語コントロール)  
b. 太郎は次郎に[ $\phi$ 九州へ行くこと]を勧めた。(目的語コントロール)

#### 3.1 主語コントロール述語

主語コントロール述語には、<（人）+「に」>を用いた構文が可能なものと不可能なものがある。前者を三項の主語コントロール述語、後者を二項の主語コントロール述語とよぶ。

- (17) 三項の主語コントロール述語（約束する<sup>6</sup>、誓う、申し出る）⇒「約束」

<「-ru 形」+「と」>

- a. 太郎は母に[ $\phi$ 必ず家に戻ってくると]約束した。  
b. 鈴木会長は次郎に[ $\phi$ 資金を提供すると]申し出た<sup>7</sup>。

- (18) 二項の主語コントロール述語（決意する、決心する、試みる、企てる、たくらむ、など）⇒「意図」

<「-(y)oo 形」+「と」>

- a. 太郎は[ $\phi$ アメリカへ留学しようと]決意した／決心した。  
b. 犯人グループは[ $\phi$ 海外に脱出しようと]試みた／企てた。

<sup>6</sup> 「約束する」の次のような非コントロール用法は、考察対象から外している。

(i) 太郎が次郎と10時に約束している。  
(ii) 太郎と花子が結婚することを約束した。

<sup>7</sup> 「申し出る」は補文末に「-ru 形」だけでなく「-(y)oo 形」も出現可能である。

このように、主語コントロール述語は「約束」あるいは「意図」という、中村(1998)でいうような仮説法的意味を持つ動詞であり、補文文末は「-ru」形及び「-(y)oo」形（非過去形）に制限されていることが特徴である。

更にこの場合の「-ru 形」は、次のように典型的なモダリティ表現<sup>8</sup>が後接不可能である。この点が、(19)の主語コントロール述語、(20)の空主語解釈が随意的な述語との決定的な違いである。

#### (19) 主語コントロール述語

- a. \*太郎は部長に[ も 借金を返す (つもりだ／考えだ／所存だ) ]と約束した。
- b. \*太郎は次郎に[ も 入院 (しなければならない／するはずだ) ]と申し出た。

#### (20) 非コントロール述語

- a. 太郎は部長に[ (花子が) 借金を返す (つもりだ／考えだ／所存だ) ]と告げた。
- b. 太郎は次郎に[ (三郎が) 入院 (しなければならない／するはずだ) ]と知らせた。

このような「-ru 形」の性質の違いを考えると、従来日本語の「-ru 形」はテンス（非過去）を表す形態とされてきたが、統語的及び意味的には二つの側面（直説法／仮説法）を持つのではないかと仮定出来る。つまり、仮説法的な「-ru 形」はテンスから解放され、それ自体が主文動詞の持つ法的意味（「約束、意図」など）を担っているため、ほかのモダリティ形式を後接させることが出来ないと考えられる。

### 3.2 選択する補文によって主語コントロールが可能になる動詞

次のような動詞は、選択する補文によって主語コントロール構文、非コントロール構文両方が可能である。

#### (21) 思う、考える、など

- ①<「-yoo 形」+「と」> $\Rightarrow$ 二項の主語コントロール
- a. 太郎は [ も 大学院に進もうと ] 思った。
  - b. 次郎は [ も 会社を辞めようと ] 考えた。

<sup>8</sup> 「と」節は直接引用、間接引用どちらも表すことが出来る。「と」節が明らかに直接引用である場合は、主語コントロール述語の場合も「-ru 形」の後にモダリティ表現（終助詞）が可能である。

(i) 太郎は花子に[ も 選挙に勝つ (ね／よ) ]と約束した／誓った。  
しかし、本稿では英語の不定詞構文に対応する日本語の構文を考えているため、このような日本語の「と」節の場合に問題となる直接引用、間接引用の区別については今後の課題としたい。

<sup>9</sup> 仁田(1991)では「～つもりだ」、「～考えだ」、「～所存だ」が生起可能（「言う」など）であれば、その場に聞き手が存在する発話であり、不可能（「思う」など）であれば聞き手が存在しない「心内発話」であるとしている。しかし、「約束する」などはその場に聞き手の存在が含意されるため、「心内発話」と言いかることは難しい。

②<「S」<sup>10</sup>+「と」> $\Rightarrow$ 非コントロール(or 補文の主語が音形化)

- a. 太郎は[（太郎／次郎／花子が）大学院に進む方がいいと]思った。
- b. 次郎は[（次郎／太郎／花子が）会社を辞めるべきだと]考えた。
- c. 太郎は[花子がきっときれいになるだろう]と思った。<sup>11</sup>

#### (22)宣言する、など

①<「-ru 形」+「と」> $\Rightarrow$ 三項の主語コントロール

鈴木選手はファンに[必ず首位打者になると]宣言した。

②<「S」+「と」> $\Rightarrow$ 非コントロール (or 補文の主語が音形化)

市長は被害地域の住民に[土砂崩れの危険がもうなくなった]と宣言した。

これらの動詞は、仮説的な意味（意図／約束）を表す場合は主語コントロール構文をとることが特徴である。一方、非コントロール構文の場合は、補文末に様々な形式が現れる。つまり、動詞特性として直説法、仮説法の両方の意味を担う動詞であると考えることが出来る。しかし、もう一つの可能性としてこれらの動詞は元来意味的に「無標」であり一定の補文形式に当てはめられたときに、それぞれの意味が生まれてくると考えることも出来る。だが、そのように考えると全ての補文形式に法的意味を認めなければならず、補文標識「と」自体にも何種類かの法的意味を認めることになる。動詞と補文形式のどちらを固定して考えるかは様々な立場があるが、本稿では中村(1998)の語彙意味論的思考法に基づき、(21)、(22)のような動詞は直説法、仮説法両方の意味を担うことが可能であり、それに対応した補文形式を選択するという立場をとる。

### 3.3 主語コントロール構文の成立条件

これまで主語コントロール構文をとる動詞について見てきたが、動詞特性として必ず主語コントロール構文をとる「約束、意図」などの法的意味を持つ動詞（主語コントロール述語）と、「約束、意図」という一定の意味を表す場合にのみ主語コントロール構文をとる動詞とがあった。つまり、主語コントロール構文が成立するためには、動詞特性として「約束、意図」などの法的意味が含まれている必要がある。そして、主文動詞の法的意味が補文形式に反映され、「-ru 形」/「-(y)oo 形」+「と」という一定の形式に制限されると考えられる。

### 4. 目的語コントロール構文の成立条件

次に、目的語コントロール構文の成立条件について考察する。ここでも、常に目的語コントロール構文をとる動詞（目的語コントロール述語）と、選択する補文形式によって目的語コントロールが可能になる動詞とに分けて、それぞれの統語的、意味的特徴を整理し

<sup>10</sup> 「時制節」の意。補文末の形式が制限されず様々な形式が可能であるのでこのように表記した。

<sup>11</sup> 「思う」は「例外的格付与構文」をとるが、本稿ではこの問題には触れない。

ていく。

#### 4.1 目的語コントロール述語

ここでは、2つのタイプの目的語コントロール述語について論じ、それらの違いが何に起因するものなのか考察する。

##### 4.1.1 「命令、請願」を表す動詞

目的語コントロール述語のうち、次の(23)のように主文動詞の法的意味が「命令、請願」である動詞は、補文標識「ように」<sup>12</sup>を用いた構文をとることが特徴である。この中で、特に「命令」の意を強く表す動詞は「命令形」+「と」という補文形式も可能である。

(23) 目的語コントロール述語（命令する、命じる、頼む、勧める、説得する、さとす、指示する、求める、など）⇒「命令、請願」

<「-ru」形+「ように」>

- a. 太郎は次郎に[必ず大学に残るように]説得した。
- b. 太郎は花子に[必ず九州に転勤するように]命じた。

<※「命令形」+「と」>

- a. 太郎は次郎に[必ず九州へ行けと]命じた／命令した。
- b. \*??太郎は次郎に[必ず九州へ行けと]説得した／頼んだ。

これらの動詞は、「命令」や「請願」という、中村(1998)でいう仮説法的意味を持つ動詞である。また、補文時制は主語コントロール述語と同様、非過去形に制限されている。

##### 4.1.2 「許可、禁止」を表す動詞

一方、次のように主文動詞の法的意味が「許可、禁止」である場合、先行研究でも指摘があったように、補文は「ように」「と」節共に不可能である。

(24) 目的語コントロール述語（許可する、許す、禁止する、禁じる）⇒「許可、禁止」

- a. \*校長は太郎に[必ずバイクで通学する（ように／と）]許可した。
- b. 校長は太郎に[必ずバイクで通学すること]を許可した。

これらの動詞はなぜ目的語コントロールであるにも関わらず、「命令、請願」を表す動詞と同様の補文形式をとることが出来ないのだろうか。英語の permit (許可する) が、order (命じる) と同様に不定詞補文をとることを考えると、興味深い現象である。そこで、日

<sup>12</sup> 前田(1996)の「命令、請願」を導く「ように」。

本語の「許可、禁止」を表す動詞と「命令、請願」を表す動詞との違いを考えてみる。

「許可、禁止」を表す動詞は、次のような二項用法が可能である。

(25) a. 太郎は[息子が外で遊ぶこと]を禁じた／禁止した。

b. \*太郎は[息子が外で遊ぶこと]を命じた／命令した。

このような二項用法は、<(人)+に>を用いたコントロール構文と比較すると、「状況を許容(禁止)する」という意味合いが強くなる。

(26) a. 校長は学生たちに[必ず奉仕活動を行うこと]を許可した／禁止した。

b. 校長は[学生たちが奉仕活動を行うこと]を許可した／禁止した。

(26a)の場合、「[学生たち]に[校長]が許可(禁止)を直接与える」という意味合いが強くなるが、(26b)の場合、「[学生たちが奉仕活動を行う]という状況を許容(禁止)する」という意味合いが強くなる。つまり、「許可、禁止」を表す動詞には「(ある)人に許可(禁止)を直接与える」場合と「(ある)状況を許容(禁止)する」場合の二つの側面があると考えられる。後者の用法の場合、「許す」では過去の出来事についても表すことが可能である。

(27) 鈴木医師は[花子が外出したこと]を許した／\*許可した。

更に「許可、禁止」を表す動詞は、「命令、請願」を表す動詞の補文が「未実現の出来事」しか表せないのとは異なり、補文が「既に実現した出来事」をも表すことが出来る。

(28) a. 政府は酪農家たちに[必ず(今までずっと使用していたのに突然)肉骨粉を使用すること]を禁じた／禁止した／許した<sup>13</sup>。

b. \*政府は酪農家たちに[必ず(今までずっと使用していたのに突然)肉骨粉を使用すること]を命じた／勧めた。

(28a)では、「現在までずっと肉骨粉の使用が継続中である」という解釈が可能だが、(28b)ではそのような解釈は出来ない。

以上のことをまとめると、まず、日本語の「許可、禁止」を表す動詞はコントロール構文以外の用法を持つ点、そしてコントロール構文の場合に「未実現の出来事」だけでなく「実現している出来事」も表すことができるという点が特徴である。主語コントロール述

<sup>13</sup> この場合の「許す」は「放任」の意にシフトしているが「許可する」はこのような意味シフトが出来ない。(佐野真樹氏の指摘)

語及び目的語コントロール述語の「命令、請願」を表す動詞の補文は「未実現の出来事」しか表せない。補文時制が「非過去（-ru 形）」であっても「未実現の出来事」のみを表すか、「実現している出来事」をも表せるかによって、選択可能な形式に違いが出てくると考えられる<sup>14</sup>。

#### 4.2 選択する補文によって目的語コントロールが可能になる動詞

次のような動詞は、選択する補文によって目的語コントロール構文、非コントロール構文両方が可能な動詞である。

##### (29) 言う、伝える、話す、など

①<「-ru 形」+「ように」／「命令形」+「と」>⇒目的語コントロール

- a. 太郎は次郎に[ $\phi$ 明日出発するように] (言った／伝えた／話した)。
- b. 太郎は次郎に[ $\phi$ 明日出発しろ] (言った／伝えた／話した)。

②<「S」+「と」>⇒非コントロール (or 補文の主語が音形化)

- a. 太郎が次郎に[ (太郎／次郎／花子が) 試験に合格した]と (言った／伝えた／話した)。
- b. 太郎は次郎に[学校が 7 時に停電になる (はずだ／かもしれない) と] (言った／伝えた／話した)。

これらの動詞は、仮説法的な意味（「命令、請願」）を表すときは目的語コントロールになることが特徴であり、直説法、仮説法の両用法が可能な動詞であると考えられる。

#### 4.3 目的語コントロール構文の成立条件

これまで目的語コントロール構文をとる動詞について見てきたが、動詞特性として必ず目的語コントロール構文をとる「命令、請願」などの法的意味を持つ動詞（目的語コントロール述語）と、「命令、請願」という一定の意味を表す場合にのみ目的語コントロール構文をとる動詞とがあった。また、特殊な動詞として「許可、禁止」を表す動詞があり、これらは三項用法の場合は必ずコントロール構文になるためコントロール述語と考えられるのだが、補文形式は「こと」節に制限されていた。

つまり、目的語コントロール構文が成立するためには、動詞特性として「命令、請願」または「許可、禁止」などの法的意味が含まれている必要がある。そして「命令、請願」を表す動詞の場合は、主文動詞の法的意味が補文形式に反映され、「-ru 形」+「ように」（「命令形」+「と」）という一定の形式に制限される。一方、「許可、禁止」を表す動詞の場合は「こと」節のみに制限される。「こと」節は、主語コントロール、目的語コントロール、ま

<sup>14</sup> 佐藤(2001)では、補文名詞句において「未実現」か「実現」かの違いが数量詞や二次述部の遊離の可否によって示されることを示した。

た非コントロール共通に選択可能な補文形式であるため、動詞の法的意味が反映されないと考えにくい。この問題に関しては6節で引き続き扱う。

## 5. 非コントロール述語の特徴

ここで補文に空主語が現れる動詞のうち、常に非コントロール構文をとる動詞について整理する。これらの動詞は、次のように補文の時制に過去形が現れることが可能であり、様々なモダリティ要素が補文内に出現可能なこともコントロール述語とは対照的である。

### (30) 非コントロール(or 補文の主語が省略化)

<「S」+「と」>

- a. 太郎は次郎に[(太郎／次郎／花子が)すぐに出発しなければならないと]知らせた。
- b. 太郎は部長に[(太郎／部長／次郎が)社内で一番の成績を上げたと]報告した。
- c. 選挙管理委員は次郎に[(太郎／次郎／花子が)当選確実であると]打ち明けた。
- d. 太郎は鈴木先生に[次郎たちがいつも万引きをしていたと]白状した／告白した。<sup>15</sup>
- e. 太郎は[(太郎／次郎／花子が)死ぬかもしれないと]覚悟した。
- f. 太郎は[日本チームが勝つわけがないと]あきらめていた。

これらの動詞には、「約束、意図、命令、請願、許可、禁止」などの法的意味は含まれていない。つまり、これらの動詞は専ら直説法を担う動詞であると考えることが出来る。

## 6. 「こと」節と補文選択

これまで、主文動詞の法的意味（仮説法／直説法）によって異なる補文形式が選択されると述べてきた。しかし、何度か述べたように「こと」節は空主語解釈に関わらず様々な場合に可能であり、コントロール特性と関わりがないように見える。

### (31) a. 太郎は両親に[必ず地元で就職すること]を約束した。(主語コントロール)

- b. 太郎は息子に[必ずバイクで学校に行くこと]<sup>16</sup>を禁じた。(目的語コントロール)
- c. 太郎は次郎に[(太郎／次郎／花子が)大学に合格したこと]を報告した。

<sup>15</sup> 「白状する、告白する、打ち明ける」は主文の目的語を補文の主語と解釈できない場合もある。

(i)a. 太郎は鈴木先生に[(太郎／\*鈴木先生／次郎が)万引きをしたと]告白した。  
b. 太郎は鈴木先生に[(太郎／鈴木先生／次郎が)ガンのおそれがあると]打ち明けた。

<sup>16</sup> 「こと」と「の」の使い分けに関しては、目的語コントロール述語の「許可、禁止」を表す動詞と「命令、請願」を表す動詞との間に違いが見られる。この問題に関しては今後の課題としたい。

(i) 係員はたけしに部屋から出る(の／こと)を許可した。  
(ii) 係員はたけしに部屋から出る(??の／こと)を命じた。(橋本、1990)

## 6.1 「こと」節と名詞化形

「こと」節と同様に、補文の名詞化形もコントロール特性と関わりがない。

- (32) a. 太郎は両親に[  $\phi$  地元での就職]を約束した。(主語コントロール)  
b. 太郎は息子に[  $\phi$  バイクでの通学]を禁じた。(目的語コントロール)  
c. 太郎は次郎に[ (太郎／次郎／花子の) 大学合格]を報告した。

のことから「こと」節は補文(CP)ではなく名詞句(NP)と仮定出来る。そのように考えると、「法」とは「文」に対する話し手の心的態度を表す文法範疇であるため、名詞句である「こと」節に関して「法」を表す文法形式は適用されないと結論付けられる。したがって、目的語コントロール述語の「許可、禁止」を表す動詞は、CPを選択せず NPのみを選択する動詞<sup>17</sup>であると考えられる。ただ、なぜCPを選択することが出来ないのかという問題が依然として残る。そこで、次節では補文選択及び補文標識の問題について考えてみる。

## 6.2 「こと」と「ように」の法的意味

### 6.2.1 「命令、請願」を表す動詞の「こと」節と「ように」節

「こと」は、コントロール特性に関わらず選択可能な補文形式であると述べてきたが、「命令、請願」を表す目的語コントロール述語のうち、「こと」節が多少不自然になるものも存在する。これらは、「命令する、命じる、説得する」などである。

- (33) a. ?太郎は次郎に[  $\phi$  九州に行くこと]を命じた／命令した。  
b. ?? 太郎は次郎に[  $\phi$  九州に行くこと]を説得した。

また、「伝える、言う、話す」などの目的語コントロールと非コントロール両用法が可能な動詞の「こと」節は、次のように非コントロールとして解釈される。

- (34) a. 太郎は次郎に[ (太郎／次郎／花子が) 九州に転勤すること]を伝えた。  
b. 鈴木医師は花子に[ (鈴木医師／花子／エイズ患者が) ずっと薬を飲み続けなければならないこと]を話した。

これらの動詞は、目的語コントロール構文と非コントロール構文両方を担う可能性がある

<sup>17</sup> 「謝る」は「-ru 形」 + 「と」という形式はとらないが「こと」節において空主語解釈が(i)のように主語コントロールになる。この場合補文末が「-ru 形」、「非過去形」両方が可能になっている。しかし(ii)のような場合は随意的な解釈になるので本稿ではコントロール述語と考えていない。

(i) 太郎が次郎に[  $\phi$  早く(帰る／帰った)こと]を謝った。

(ii) 太郎が次郎に[(太郎／次郎／花子が)仕事のせいでパーティーに(行けない／行けなかった)こと]を謝った。

のだが「こと」節の場合はコントロール構文にならない。これらの動詞は4.2で述べたように、補文標識「ように」を選択するときのみ目的語コントロール構文になる。

これらのことから補文標識「こと」／「ように」自体が持つ法的意味があると仮定出来る。「こと」は法的意味に関して「透明」なため、コントロール特性に関わりなく出現可能であるが「ように」はそれ自体が「命令、請願」という法的意味を担っていて、「命令、請願」を表す動詞のみがこれらを選択することが出来ると考えられる<sup>18</sup>。そして、恐らく補文標識「ように」は主文動詞の仮説法的意味を更に強めるような働きをしていると考えられる。そのため、「言う、伝える、話す」などの動詞は「ように」節を選択すると、主文動詞の「命令、請願」の意味が強められ、目的語コントロール構文をとるのである。また、「命令、請願」を表す動詞の中で、「こと」節が「ように」節に比べて不自然な動詞が存在するのは、「こと」がムード的に透明なため、主文動詞の「命令、請願」のムードを補完しないためではないかと思われる。これらの動詞は「命令する、命じる、説得する」など、特に強い「命令」の意を表すような動詞であることも注目したい。「勧める、頼む」など「命令」の意味合いが比較的弱い動詞は、次のように「こと」節が問題なく可能である。

(35) 太郎は次郎に[必ず庭の掃除をすること]を勧めた／頼んだ。

### 6.2.2 「許可、禁止」を表す動詞の「こと」節

上記のように考えると、「許可、禁止」を表す動詞が「ように」節をとることが出来ないのは、「命令、請願」という法的意味を持たないからとも言えそうである。しかし、「ように」以外の別の補文標識（例えば「と」節）も不可能であり、なぜこれらの動詞が「こと」節や名詞化形などのNPのみを補文にとるのかについては、今後更なる考察が必要である。

## 7.まとめ

本稿では、日本語のコントロール構文の特徴とその成立条件について整理を行った。

日本語のコントロール構文は、仮説法的な意味（約束、意図、命令、請願、許可）を意味特性として持つ動詞がとる構文である。これらの動詞には、常にコントロール構文をとる動詞（コントロール述語）と選択する補文によって、コントロール構文または非コントロール構文両方が可能な動詞がある。後者の動詞がコントロール構文を選択する場合は、上記の仮説法的な意味を担う場合に限られる。

コントロール構文には、CP（「と」節、「ように」節）とNP（「こと」節、名詞化形）の二種類がある。どちらの場合も補文時制は非過去形に制限される。「許可、禁止」を表す動詞以外のコントロール述語は、CP、NP両方の補文を選択することが可能であるが「許可、

<sup>18</sup> 「命令、請願」のムードは主文動詞自体も当然持っていると考えられる。これは、次のように名詞化形のみでコントロール構文が可能であることから明らかである。

(i) 太郎は次郎に[必ず大学への進学]を命じた。

「禁止」を表す動詞は NP のみを選択する。CP を選択する場合、主文動詞の法的意味が反映し、主語コントロール構文と目的語コントロール構文はそれぞれ異なる補文形式をとる。主語コントロール構文は「-ru 形」／「-yoo 形」+「と」、目的語コントロール構文は「-ru 形」+「ように」（「命令形」+「と」）という一定の補文形式をとる。一方、NP を選択する場合は、主文動詞の法的意味は補文形式には反映されず、主語コントロール、目的語コントロールにおいて補文形式に違いは見られない。

関連する問題として、「こと」が法的意味に関して「透明」な補文標識であること、「ように」が「命令、請願」という法的意味を持つことなどを補文選択の観点から論じた。

今後の課題としては、心理述語や統語的複合動詞に仮定される空主語なども含めた、日本語の PRO(pro)について、CP、補文標識、補文の名詞化現象などとの関連から更に体系化していく必要があると考えている。

#### 【参考文献】

- 坂本 勉 (1995) 「日本語の制御文に関する覚書」『人間科学』創刊号, pp.31-41,  
九州大学文学部人間科学科
- 佐藤香織 (2001) 「日本語のコントロール述語とその補文—「こと」節及び NPを中心にして—」  
『日本言語学会第 123 回大会予稿集』, pp.206-211, 日本言語学会
- 中村 捷 (1998) 「補文動詞の意味構造」「言語の内在と外在」, pp.119-159, 東北大学文学部
- 仁田義雄 (1991) 「日本語のモダリティと人称」ひつじ書房
- 野田春美 (1995) 「ノとコト—埋め込み節を作る代表的な形式—」『日本語類義表現の文法（下）複文・連文編』, pp.419-428, くろしお出版
- 橋本 修 (1990) 「補文標識「の」「こと」の分布に関わる意味規則」『国語学』163, pp.1-12
- 長谷川信子 (1999) 『生成日本語学入門』大修館書店
- 前田直子 (1996) 「必須成分として機能する「～ように」節の意味・用法」『東京大学留学生センター紀要』第 6 号, pp.71-93, 東京大学
- 益岡隆志 (1997) 『新日本語文法選書 2 複文』くろしお出版
- Chomsky,N.1986. *Knowledge of Language: Its mature, Origin and Use*, Praeger.
- Hasegawa,N. 1984-85. "On the so-called "Zero Pronouns" in Japanese", *The Linguistic Review* 4, pp.289-341.
- Larson,R. 1991. "Promise and the theory of Control", *Linguistic Inquiry* 22, pp.103-139.
- Watanabe,A. 1995. "Switch Reference in Control: Toward a Minimal Theory of Control. " *Studies In Linguistics And Language Teaching* 6, pp.35-45, Kanda University of International Studies.